

阿久根市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月



阿久根市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	2
2	目標	4
3	計画の期間	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	9

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

社会の変化に伴い、学校における課題が複雑化・多様化する中、教職員が働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し質の高い教育を維持発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

また、阿久根市教育振興基本計画で掲げる「主体的に学び社会とかかわり未来を創るひとづくり」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境を整備することが重要です。本市がめざす働き方改革は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が限られた時間の中で最大限の成果を出すという意識を醸成し、業務の精選と効率化を徹底することで、本来担うべき指導業務等に注力できる時間を創出することにあります。

このことから、市教育委員会では学校との連携を一層図るとともに、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、教職員の勤務状況の改善、働きやすい環境を構築し、本市の未来を担う児童生徒の豊かな学びと成長を実現することをめざします。

(2) 本市の現状

ア 本市では、令和2年4月に「阿久根市立学校の教育職員の勤務時間の上限等に関する指針」を策定し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内の目標を定め、在校等時間の管理及びその時間の縮減、子供と向き合う時間の確保に取り組んできたところです。

具体的には、校務支援システムの導入、特別支援教育支援員や学習指導支援員、教員業務支援員等の各支援員の配置・増員の取組を行うとともに、管理職研修会において適切な勤務時間管理や業務の効率化等を含めた管理職のマネジ

メント能力の向上も図ってきました。

また、各学校においては、業務や行事の精選による日課表の工夫、会議の効率化、部活動休養日の設定等に取り組みました。

イ こうした取組の結果、本市の教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 26.5 時間	9.7%	1.0%
中学校	月 30.6 時間	14.8%	0%

(ア) 時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、小学校で約10%、中学校で約15%となっています。また、月80時間を上回る割合は、小学校で1%となっています。

(イ) この状況については校種・職種によって差がみられることから、一層の取組が必要であると考えます。

ウ 教職員一人一人がこれまでの働き方を更に見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育を実現するとともに、学びの専門職として日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していかなければなりません。

こうしたことを踏まえて、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づいて、本計画を策定するものです。

2 目標

本計画において達成をめざす目標は、次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にします。
- イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。
- ウ 1年間の時間外在校等時間を360時間以下にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(【 】内は令和6年度の数値)

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします。【13.3日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。
【10.9%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下にします。【85】
- エ 働きがいに関する質問（あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか。）
で肯定的な回答の割合を60%（偏差値）以上にします。【56.7%（偏差値）】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組みます。

(I) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間（下校する時間）の見直しを推進します。
- ・ 学校運営協議会や地域PTA等を通じて、地域住民や保護者による通学路の見守り活動を推進します。
- ・ 各校区にスクールガードリーダーを配置し、各校区のスクールガードの総括や調整等を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間などにおける巡視について、学校における自主的な巡視は原則行わないこととし、警察等が行う見回り等に委ねます。
- ・ 学校運営協議会やPTA総会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理〔公会計化等〕（「3分類」③関係）

- ・ 教職員の金銭管理等に係る業務について、銀行口座振替で一括管理できるような支援を検討します。
- ・ 入金管理や請求・通知機能、帳簿・集計作成等を行う専用の集金管理ソフトの活用について検討します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 学校と地域の円滑な連携を行う等の体制を整備するとともに、地域学校協働活動推進員の増員について検討します。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応マニュアルを作成し学校に提供します。
- ・ 令和8年度から、教育委員会学校教育課で当該苦情等に対応します。
また、令和9年度までに、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。
- ・ 県で実施しているスクールロイヤー制度の積極的な活用を促します。
- ・ 令和10年度までに、全ての小・中学校に留守番電話を設置し、時間外の教職員による対応は原則行わないこととします。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 国や県から依頼される多種多様な調査について、教育委員会で予め確認し内容の重複等を精査して学校の回答に係る負担を軽減します。
- ・ 市から学校に発出された調査の回答について、校務支援システムの機能等を活用しつつ、事務職員を中心に対応し、回答に係る教職員の負担を軽減します。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ 現在配置しているICT支援員の一層の有効活用を図るとともに、事務職員等の協力も得ながら教職員の負担を軽減します。

(ウ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、令和8年度から外部委託を検討します。
- ・ 令和8年度以降、阿久根市B&Gセンタープールの活用を推進します。

(エ) 校舎の解錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ 教頭等、特定の教職員に集中することがないように、役割分担の見直しを推進します。

(オ) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 平日については、活動時間等の適正化を図ります。
- ・ 原則、休日の地域展開の実現に向けて検討します。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理、進路指導の準備（「3分類」⑮⑯⑰関係）

- ・ 統合型校務支援システムの導入を検討し、学習評価や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(イ) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 物品の準備等について、事務職員等の一層の協働を促進します。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への支援（「3分類」⑲関係）

- ・ スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用するとともに、教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
- ・ 学習指導支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員の学校への配置を拡充します。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を更に図ることで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。

特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

イ 当初のねらいが形骸化して十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行います。

ウ 各学校において、学校の教職員から自分のこととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、鹿児島県業務改善実践モデル校事業に基づいた校内研修を、令和9年度までに市内全小・中学校で実施します。

エ 令和10年度までに、全ての小・中学校に留守番電話を設置し、時間外の教職員による対応は原則行わないこととします。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組みます。

ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に、医師による面接指導を実施します。

イ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進します。

ウ 心身の健康問題についての相談窓口の設置について検討します。

エ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に取得を推進します。

オ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分のこととしてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価を活用して学校レベルでのPDCAサイクルの取組を推進します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、総合教育会議及び定例教育委員会で報告することとします。

(2) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、各学校で導入している出勤管理システムで把握するとともに、その他の目標については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。

(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施します。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題になっている学校については、当該年度中に速やかに状況が改善されるよう、個別の指導・支援を実施します。

(4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えての本計画の周知、管理職を対象にしたマネジメント等に関する研修の実施等、教育委員会の指導支援を強化します。

また、各学校においては、校長を中心とした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づいて教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

- (5) 保護者、地域の理解を促すため、首長部局と連携し、保護者や地域の各区等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容を周知するとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。